

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 1月 4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：2件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋気密性能検査の準備作業において、通常の空調換気系の隔離弁2個のうち1個が全開状態で閉動作しないことが確認された。当該隔離弁は、原子炉高温停止状態で動作可能であることが要求されていることから、「運転上の制限」からの逸脱を宣言。その後、当該隔離弁に駆動用空気を供給するための弁を打振したところ動作可能となったことから、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言。今後、当該隔離弁を点検	A s	12月28日公表済 (PDF117KB)
2	4号機	原子炉保護系の動作につながる主蒸気配管の流量指示計の一部に動作不良が認められたため、「運転上の制限」からの逸脱および復帰を宣言および対応検討	A s	12月30日公表済 (PDF98KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（26-03）の隔離操作において、アキュムレータ充填水入口弁（113弁）の止ねじにゆるみが認められたため、当該ねじを増締め	D	
2	1号機	原子炉停止状態の起動領域中性子モニタ（ch-22）において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
3	2号機	サプレッションプール水温度記録計の点検時、打点インデックス名称表示（温度検出器設置箇所）誤記が認められたため、打点インデックス名称を訂正	D	
4	2号機	プロセス計算機のプログラム調査において、プラント性能計算仕様書の熱出力計算に使用するデータ処理方法に誤記が認められたため、対応検討	C	
5	2号機	循環水ポンプ（A・B）において、グラウンド部のリーク量に増加が認められたため、当該グラウンド部を点検・調整	D	
6	2号機	タービン建屋大物搬入口横屋外ビット排水ポンプにおいて、動作不良（汲上げ不能）が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
7	2号機	原子炉給水ポンプ用シール水回収タンクにおいて、ポンプ自動起動用レベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
8	3号機	ほう酸水貯蔵タンク保温用電気ヒーターの温度制御器において、ヒーターの自動投入動作に不良が認められたため、当該温度制御器を点検・修理	C	
9	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A・B）において、第2軸受部（ポンプ～タービン間）に潤滑油のにじみが認められたため、対応検討	C	
10	4号機	高圧復水ポンプ（B）軸受（電動機側）潤滑油排油フローグラスのフランジ部において、潤滑油のにじみが認められたため、対応検討	D	
11	5号機	N o 3重油タンク点検後の移送ラインの切替操作時、重油移送ポンプ（C）の過負荷トリップ事象が認められたため、当該設備を点検及び対応検討	D	
12	5号機	中央制御室裏盤（4箇所）において、リレーカバー内に油滴の付着が認められたため、当該カバーを点検・清掃	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	6号機	気体廃棄物処理系真空ポンプ（A）において、循環配管圧力調整弁の動作不良による系統流量のハンチングが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	6号機	廃棄物処理系廃液フィルタ廃液供給ポンプ（B）において、メカシール部よりリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	6号機	廃棄物処理系廃液フィルタ廃液供給ポンプ（A）において、メカシール部よりリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	6号機	主復水器細管洗浄装置（B2）において、洗浄用スポンジボールの回収率に低下が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
17	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（A）の濃縮廃液排出操作時、液位計の指示不良（変化せず）が認められたため、当該液位計を点検・修理	D	
18	6号機	原子炉自動減圧系駆動用窒素圧縮機（A）のローディング用圧カスイッチにおいて、設定ズレが認められたため、当該圧カスイッチを点検・修理	D	
19	6号機	電気品室換気空調系冷却装置（A）冷水ポンプにおいて、カップリング側軸受オイルキャップに破損が認められたため、当該キャップを点検・修理	D	
20	その他	システム開発及び業務適用の承認手続きにおいて、マニュアルに定められた承認者と異なる承認手続きが認められたため、是正及び対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで